

山形県公報

平成23年8月30日(火) 第2273号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示

○土地改良事業計画の変更の認可…………………………(最上総合支庁農村計画課)… 同

○土地区画整理組合の定款の変更の認可………………………………………………(都市計画課)…878

内水面漁場管理委員会関係

指 示

○水産動物の採捕の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 同

公 告

○県営住宅入居者の一般公募………………………………………………(置賜総合支庁建築課) …881

告示

山形県告示第732号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営中向東地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営中向東地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型))計画書の写し

2 縦覧に供する場所

寒河江市役所

3 縦覧に供する期間

平成23年9月2日から同年10月4日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての み、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、異議申立てについての決 定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第733号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年8月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行う者の名称

新庄土地改良区(土地改良事業計画(維持管理))

2 認可年月日

平成23年8月10日

3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第734号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年8月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 組合の名称

白鷹町鮎貝土地区画整理組合

2 事務所の所在地

西置賜郡白鷹町大字鮎貝2523番地

3 設立認可の年月日

平成13年10月12日

4 変更認可の年月日

平成23年8月30日

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第 1 項及び第130条第 4 項の規定により、次のとおり指示する。 平成23年 8 月30日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

次の各号の表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、あゆを採捕してはならない。ただし、 山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び山形県が試験研究又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給の ために行う採捕については、この限りでない。

(1) 最上川水系 (最上川の寒河江市内平塩橋下流端の下流500メートルから上流の区域並びに当該区域において 合流する支流及び小支流を除く。)

禁	正	区	域		禁山	上期	間
酒田市と最上郡戸沢村との場	竟界及び同村と	東田川郡庄内	内町との境界から	、同町内東			
日本旅客鉄道株式会社羽越る		から下流左岸	≒330メートル((CSNo.99) O	平成23年	10月4	日から
地点と下流右岸670メートル	(CSNo.97) O	地点とを結ん	しだ線までの最上	:川の区域並	同月13日	まで	
びに当該区域において合流で	トる支流及び小	支流					
上記以外の区域(支流及び)	、士法ナ会ナ。)				平成23年	10月 4	日から
工記以7507区域(又佩及07.	バスℓルで占む。) 				同月10日	まで	

(2) 最上川水系及び荒川水系以外

松	止	区	域	禁 止	期間
全域(支流及び小支流を含む。)				平成23年10月	月4日から
主域(文侃及い小文侃を占む。)				同月10日まで	C

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県電子入札システム再構築に係る開発運用業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 8 月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
 - (2) 日時 平成23年10月11日(火) 午後2時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子入札システム再構築に係る開発運用業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成26年11月30日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

- 3 入札参加者の資格
 - (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあっては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成23年1月 21日付け県公報第2213号)により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力 団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
 - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受け、又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受

けていること。

- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、電子入札システムに係る開発業務を受託した実績があること(共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。)を証明できること。
- (7) 2 o(1) o の役務に関し、遂行可能な体制が十分に整備されており、当該役務を確実に提供できることを証明できること。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2175
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当で交付するほか、山形県のホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/) からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

- 7 落札者の決定の方法
 - (1) 落札者の決定方法
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格 点の合計点が最も高い者を落札者とする。
 - (イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
 - (1) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する必須記載項目が全て含まれていること。
 - ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。 なお、それぞれの技術点と価格点が同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。 さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、 くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職 員にくじを引かせて決定する。
 - ハ この入札は、山形県低入札価格調査制度を適用することから、イ又は口により落札者となるべき者が予め 設定された低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った場合には、県は調査を実施し、調査の結果、落 札者とならない場合があり得る。この場合において、該当者は県の行う調査に協力すべきこととする。
 - ニ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者としない。
 - (2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を500点、価格点を500点とする。
 - (3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に 応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。
 - (4) 価格点の評価方法 入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。 価格点=500点× (1-入札価格×1.05/予定価格)
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類(共同企業体にあっては、3の(5)、(7)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。)を平成23年9月22日(木)午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required: Development and operation of the Yamagata Prefecture Electronic Bidding System: 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 11, 2011
 - (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Maintenance Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2175

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成23年8月30日

山形県知事 吉 村 美栄子

	瞅	宣
	攉	青
	④	分售当額
4	凝	3000円をひとした。 日本日本の名前に関係を
	EE 88	E
	が186, (2214, (3者	25, 200
	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	22
	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	E 0
K	※158 ~186, つ本	21,800
	収を以入超下	23
	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	E 00
	対139, 之158, の者	19, 100
	収を以入超下	
	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	E 00
	がだい39%を	16, 900
	収を以入題下	
	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	E 00
32101	が104 123 123 123	14,800
	収を以入趣下	E
	日本	
	坂入が 104,000円 以下の者	12,800
	欠	-般用
m'	<u>* *X</u>	Î
4 //	上 X X	2
I	が一時間	平方メートル 58.0
-	<u>厅</u> 住面	平方× 58
	光	3 D K
	1戸当たり 住宅形式 住戸専用 面 積	3 [
	1	西置賜郡小国町 大字兵庫舘3- 3-9
	出	77小屋
	所 在	計場を ・
	112	西大3畳き」
	茶	1 %
	H C.	県営小国アパート1号
		小中
	名	1 4HT - 1

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別 障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (n) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成23年9月5日から同月9日まで(受付時間:午前10時から午後5時)(ただし、郵送の場合は平成23年9月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成23年10月下旬